

## 第160回 石川県都市計画審議会

平成26年11月19日（水）14時00分から  
石川県庁舎 11階 第1109会議室

◎事務局： それでは定刻になりましたので、ただいまから、第160回石川県都市計画審議会を開催いたします。審議に入ります前に、事務局を代表いたしまして山岸技監から一言ご挨拶申し上げます。

◎山岸技監： 石川県土木部技監の山岸でございます。都市計画審議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。本日は、川上会長始め、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。また、常日頃から、土木行政、都市計画行政に対しまして、温かいご支援・ご指導を賜っておりますことに対し、重ねて感謝申し上げます。さて、いよいよ北陸新幹線金沢開業まで残すところ100日余りとなりました。県では、現在、全庁を挙げておもてなしの総仕上げに取り組んでいるところであり、土木部におきましても、北陸新幹線金沢開業効果を県全域に波及させるため、地域の特性に合った都市の拠点づくりや、幹線道路を始めとした交通基盤の整備に、全力で取り組んでおります。この新幹線開業により、首都圏を始め、国内外から多くの方々にご来県頂き、加賀百万石の歴史・文化と近代性が重層的に集積する、本県の都市の魅力にぜひ触れて頂きたいと思っております。さらには、新幹線開業後も、開業効果を県全域に持続・継続させて行くためにも、引き続き都市の魅力を高める施策を展開していく必要があると考えており、委員の皆様には、引き続き、ご指導・ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。さて、本日の審議会では、志賀都市計画道路に関する案件など、5件の案件についてご審議を頂くこととしており、委員の皆様方には、どうか厳正なるご審議を賜りますよう、お願い申し上げます、簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。

◎事務局： 続きましてお手元の配布資料の確認をお願いいたします。A4、1枚の議事次第、A4、1冊17ページの議案書、A3、1枚の資料「都市計画決定案件（市町決定）について」をお配りしております。何か足りない資料がございましたら、事務局までお知らせください。それでは、前回3月24日に開催しました審議会以降、新たに就任されました委員につきまして、ご報告申し上げます。議案書の1ページから2ページをご覧ください。学識経験者委員におかれましては、農業分野のご専門として、石川県農業協同組合中央会副会長の中村清長様に、関係行政機関委員におかれましては、北陸農政局長の雑賀幸哉様に、市議会議長の代表委員におかれましては、石川県市議会議長会会長の田中展郎様に、臨時委員におかれましては、石川県農業会議会長の山田修路様に、北陸財務局長の竹田伸一様に、中部経済産業局長の井内撰男様に、北陸信越運輸局長の徳永泉様に、石川県警察本部長の小島裕史様に、それぞれご就任いただきました。ご退任されました委員につきましては、氣戸佐俊様をはじめとした、表

にあります10名の委員の皆様でございます。以上、委員の交代についてご報告致しました。なお、本日の審議会には、出席依頼委員19名中、14名の委員の方々にご出席いただいております。それでは、これより川上会長に議事進行をお願い申し上げます。川上会長、よろしくお願いいたします。

◆川上会長： 本日は、委員の皆様にはご多用中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただ今、事務局からご報告がありましたように、ただいま、出席依頼委員19名中、14名のご出席をいただいているとのことですので、半数以上のご出席ということで、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、ご報告いたします。それから、本日の議事録の署名委員ですが、今回は、外丸委員と中島委員をお願いいたします。それでは議事に入りたいと思います。はじめに、事務局から前回の審議会の結果報告をお願いいたします。

◎事務局： それでは、前回の第159回審議会の結果についてご報告いたします。議案書の4ページをご覧ください。前回の審議会にて、承認する旨答申のありました、議第1554号かほく都市計画道路の変更は平成26年4月25日に県告示を行っております。議第1555号金沢都市計画区域区分の変更は平成26年6月6日に県公告を行っております。以上で、前回審議会の報告を終わります。

◆川上会長： 次に、議案の審議に入ります。委員の皆様におかれては、議事進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。議第1556号「志賀都市計画道路の変更について」を上程します。事務局から説明してください。

◎事務局： それではご説明いたします。議第1556号「志賀都市計画道路の変更について」でございます。議案書は6ページ、図面は7ページになります。まず本県における都市計画道路見直しの取組状況についてご説明いたします。長期未着手となっている都市計画道路については、人口、交通需要の変化、まちづくりの方向性の変化、公共事業費の縮小などの社会情勢の変化により、都市計画道路の必要性が変化してきており、県内全域において都市計画道路の見直しが必要と考えております。県内の見直しの取り組み状況について、ご説明いたします。本県では平成15年度に、長期未着手の都市計画道路見直しを進めるため「都市計画道路見直しガイドライン」を策定し、各市町において順次、見直しを進めてきております。これまで、金沢市を始めとし8市1町で見直しを行ってきております。見直しの結果、県全体では、平成26年3月時点において、20年以上経過し、現在でも整備未着手となっている都市計画道路は137kmで、全延長のうち14.7%になっております。また、現在、志賀町をはじめ、5市町で見直しを鋭意実施中でございます。志賀町の都市計画道路見直しの経緯について、ご説明いたします。志賀町では、平成24年度より都市計画道路の見直し作業に着手しており、これまでに「見直し検討委員会」を8回開催し、その間、2回の住民説明会を実施し合意形成を図り、本年9月に原案が

決定しております。その結果、志賀都市計画、富来都市計画の区間内における13路線のうち、見直し対象となる11路線について、検討を実施した結果、新規1路線、廃止3路線、変更4路線（うち県決定1路線）について都市計画変更や決定をすることとなりました。見直しの内訳について、ご説明いたします。志賀都市計画では、変更となるものが新規1路線及び、廃止3路線、変更3路線でございます。そのうち県道区間を有する路線での変更が1路線あり、今回、県決定案件として、この1路線をお諮りするものであります。また、富来都市計画では1路線の変更となります。こちらが県決定分となる都市計画道路上棚上野線でございます。位置関係は、こちらが「のと里山海道」、「上棚矢駄IC」、「国道249号」、「旧志賀町中心部」でございます。上棚上野線は「上棚矢駄IC」から「旧志賀町中心部」を経て「旧富来町方向」へアクセスする道路として、昭和50年に都市計画決定されたものであります。こちらの黒線が現在の都市計画決定です。そして、この黄色線が整備済の既存の道路です。今回の変更は、この既存の道路が幅員も必要十分で、ネットワーク上支障もないことから、都市計画道路として活用し、この赤線を都市計画道路とするものです。また、それに伴い、バイパスとして現在決定されている青線の区間を廃止するものです。さらに、左上終点部については小学校が移転することにより必要性が低下するため、一部区間を廃止するものです。山側の変更について詳細に説明します。こちらは「のと里山海道 上棚矢駄IC」から一般国道249号までの区間です。上棚矢駄ICから宿女交差点については、片側に歩道を有した「主要地方道志賀田鶴浜線」にて現況で十分な代替機能を有しています。また、中心部に向かう、町道2路線についても、片側に歩道を有した十分な代替機能を有している状況です。これらの道路整備状況を鑑み、現在都市計画決定されている青色のバイパス部分の整備の必要性は低いと判断し、赤色の現道を活かしたルートに都市計画道路を変更するものであります。また、海側の終点部上野地内の380mについては、終点部に立地している志加浦小学校が、平成28年に高浜小学校に統合され移転することから、整備の必要性が低くなったため、当該区間を廃止するものです。本案件につきましては、今年10月10日から10月24日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

○委員： 異議無し。

◆川上会長： 特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

それでは次に、議第1557号「かほく都市計画道路の変更について」を上程します。事務局から説明してください。

◎事務局： それではご説明いたします。議第1557号「かほく都市計画道路の変更に

ついて」でございます。議案書は8ページ、図面は9ページになります。かほく市では、市町村合併に伴い「高松都市計画区域」と「七塚宇ノ気都市計画区域」を一つの都市計画区域である「かほく都市計画区域」として平成21年に統合しました。これまで、長期未着手道路の見直しなど、都市計画道路の変更の機会に合わせて、各々名称を「かほく都市計画」に変更してきたところです。今回、これまで変更の対象とならなかった道路について、かほく市決定の都市施設案件と併せて、一括して「名称のみの変更」を行うものです。対象となる路線は3路線あります。まず、津幡宇ノ気線です。いわゆる国道159号で津幡町境から内日角北交差点までの路線です。名称を「七塚宇ノ気都市計画道路3・1・1号津幡宇ノ気線」から「かほく都市計画道路3・1・1号津幡宇ノ気線」に変更します。また、起終点を宇ノ気町からかほく市に変更するとともに、車線数がこれまで定められていなかったため今回4車線に決定いたします。併せて、区域は整備済みの幅に合わせることにします。次に、白尾内日角線は、内日角北交差点から、のと里山海道白尾ICを結ぶ県道でございます。名称を「七塚宇ノ気都市計画道路3・3・3号白尾内日角線」から「かほく都市計画道路3・3・3号白尾内日角線」に変更します。また、起終点を宇ノ気町・七塚町からかほく市に変更するとともに、車線数を今回2車線に決定いたします。最後に、高松インター通り線は、名称を「高松都市計画道路3・5・9号高松インター通り線」から「かほく都市計画道路3・5・9号高松インター通り線」に変更し、また、起終点を高松町からかほく市に変更します。最後に、本案件につきましては、10月28日から11月11日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

○委員： 異議無し。

◆川上会長： 特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

それでは次に、議第1558号「金沢市湊三丁目地内における特殊建築物の敷地の位置について」を上程します。事務局から説明してください。

◎事務局： 議第1558号「金沢市湊三丁目地内における特殊建築物の敷地の位置について」ご説明いたします。議案書は10ページ、図面は11ページになります。産業廃棄物処理施設の位置の許可についてですが、建築基準法第51条のただし書の規定では、「都市計画区域内における産業廃棄物処理施設などの特殊建築物は、特定行政庁が県の都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合に、新築もしくは増築できる。」とされているため、今回、その敷地位置の支障の有無について、本審議会に付議するものです。本案件の特定行政庁は、金沢市となります。都市計画上の判断についての考え方としては大きく3点あり、一つ目は「土地利用計画との整合」

です。例えば市街化区域の場合は工業系の用途が望ましいなど、二つ目は「搬入路の確保」例えば主な道路が整備されているかなど、三つ目としては「敷地外との遮断」例えば緑地の保全又は整備を行うことが望ましい、などが『都市計画運用指針』において示されています。まず、今回対象施設の位置です。こちらが「県庁」で、「50m道路」になります。こちらが「金沢港」で、「臨港線」となります。近岡交差点と北間町交差点の間の赤く着色した箇所が、今回対象となる北陸研開発(株)が運営する施設です。工業専用地域内に立地しており、これまで産業廃棄物の保管場所として使用されてきましたが、今回、新たにコンクリート殻などがれき類の破碎機を設置することとなったため、申請となったものです。敷地面積は約3,000㎡で、処理能力は一日最大1,152tです。左側のこちらが計画図となります。赤色で示した箇所が破碎機の設置箇所になります。敷地内では、緑色で示した部分を緑化しているなど、敷地外との遮断や騒音などの低減が図られています。また、搬出入車は、臨港線から出入りしています。次に、右側の処理工程について説明いたします。①まず、ダンプトラックによりコンクリート殻などを受け入れます。②そして、こちらの小割機で、破碎機に投入できる大きさに割ります。③次に、割られたものをバックホウにて破碎機に投入し、④この破碎機にて破碎処理を行います。⑤破碎されたものは再生砕石として活用を行う、という工程になります。こちらが臨港線からの出入り口となります。道路幅員は25mあります。現在の一日あたり交通量約1万台に対して、今回の計画に伴う車両の増加は10台程度の予定であることから、交通上の支障は特段ないと判断しております。こちらが破碎機の設置予定箇所です。屋外でがれきを破碎することになりますが、散水装置を設置するとともに、周囲には高さ約10mの塀が既に設置されていることから、粉塵飛散の問題は生じないと考えております。続いて、関係機関等との調整状況をご説明いたします。今回の申請にあたっては、申請地は工業専用地域であるため、土地利用上問題はありますが、周辺住民として北間町会、北間町生産組合に対する説明を終え、住民等の了解を得られております。また、周辺環境への影響については、騒音、振動を予測したところ、影響はないと評価され、市環境部局の事前審査も既に終了しております。さらに、金沢市の都市計画審議会においても、都市計画上の観点からの支障はないとの意見も既に得ております。以上のことから、本案件の敷地の位置については、都市計画上支障はないと判断しております。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

○委員： 異議無し。

◆川上会長： 特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

それでは次に、議第1559号「金沢市新保町地内における特殊建築物の敷地の位置について」を上程します。事務局から説明してください。

◎事務局 : 議第1559号「金沢市新保町地内における特殊建築物の敷地の位置について」ご説明いたします。議案書は12ページ、図面は13ページになります。先ほどの案件と同じく、産業廃棄物処理施設の位置の指定に関する案件のため、制度の説明は省略いたします。本案件の特定行政庁も金沢市となります。まず、位置の確認です。こちらが「金沢中心部」、「金沢外環状道路 山側幹線」になります。南北に走っているこちらが「一般県道小原土清水線」でこちらが「別所町」、そしてこちらの茶色の部分が「市道小原住吉線」でとなります。今回の案件は、新保町にあり、赤く着色した箇所、市街化調整区域内に立地しています。対象となる環境開発(株)は、昭和47年から、本地区において廃棄物の処理を行ってきており、今回、既存の焼却施設を活用して、新たに低濃度PCB廃棄物の処理を行い、環境負荷の低減に寄与するものです。続いて、施設の概要です。環境開発(株)は、過去に県都市計画審議会の議を経て、建築基準法の許可を受けており、現在、汚泥、廃プラスチック類、木くずなどを処理しています。今回、許可の対象となるのは、廃油関係のPCBと、廃油以外のPCB、低濃度のものではありますが、これらの処理品目の追加であり、処理能力はそれぞれ1日あたり4.8kL及び10.32tとなっております。新たな施設の建築や、焼却炉の設置が行われるわけではありませんが、処理品目が追加となるため、建築基準法による許可が必要となり、本審議会に付議するものです。つづきまして、PCBの概要について説明いたします。PCBとは、「ポリ塩化ビフェニル」の略で、絶縁性・不燃性に優れることから、トランスやコンデンサなどに用いられてきました。しかし、その有害性により、昭和47年以降、新たな製造はされておられません。その後、平成13年にはPCB特措法が制定され、管理・処理の適正化が定められ、現在、平成39年3月までの処理が義務づけられています。処理方法としては、高濃度PCBは全国5箇所の拠点施設で処理がなされます。一方、低濃度PCBは環境大臣が認定した施設で処理がなされます。そして、今回、環境開発(株)が低濃度PCBの処理施設として環境大臣の認定を取得したものです。こちらが計画図となります。赤色で示した箇所が、新たに処理を行う既設の焼却施設になります。また、搬出入車は、市道 小原住吉線から取付道路を経由して出入りすることになります。こちらが前面道路の市道小原住吉線です。幅員は平均6m程度であり、今回の計画に伴う車両の増加は一日あたり2台程度のため、ほとんど現況と変わりはなく、交通上の支障はないものと判断されます。続いて、関係機関等との調整状況をご説明いたします。今回の申請にあたっては、所在地を含む新保町会、近隣の小原町会、住吉町会に対する説明を終え、合意形成が図られております。また、周辺環境への影響については、実証実験等を経て、影響はないと評価され、環境大臣の認定を取得しております。さらに、金沢市からも、都市計画上の観点からの支障はないとの意見も得ております。以上のことから、本案件の敷地の位置については、都市計画上支障はないと判断しております。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

○委員： 異議無し。

◆川上会長： 特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

それでは次に、議第1560号「石川県景観計画（変更案）の意見聴取について」を上程します。事務局から説明してください。

◎事務局： 議第1560号「石川県景観計画（変更案）の意見聴取について」ご説明致します。議案書は14ページ、図面は17ページとなります。本県では、これまでの景観条例と屋外広告物条例を一本化した「いしかわ景観総合条例」を平成20年に制定し、また、条例に基づき、県土全域の景観形成に関するマスタープランともいえる「いしかわ景観総合計画」を策定しております。景観行政団体である県及び6市は、この総合計画に整合させた形で景観計画を策定するものであり、ここに、規制誘導を図る地域の範囲や制限内容を具体的に明示しております。はじめに、今回、本審議会のご意見をお聴きする根拠ですが、景観計画については景観法第9条第2項において、「都市計画区域に係る部分について都市計画審議会の意見を聴かなければならない」、と規定されており、変更についても、景観法第9条第8項に準用規定があります。なお、平成20年の景観条例の制定の際にも、本審議会の意見を聴き、景観計画を策定しております。今回の景観計画の変更については、この審議会の意見を聴いた上で、県の景観審議会で審議し、石川県景観計画の変更をすることになります。変更の経緯ですが、平成20年に制定した条例に基づく景観施策を推進してまいりましたが、平成23年の世界農業遺産認定を機に、優れた能登の里山里海景観を保全する必要性が高まっております。能登の沿岸部を周遊する幹線道路沿線には、古くから半農半漁の集落が立地し、今なお能登らしい里山里海景観が色濃く残る一方で、周囲の景観と調和しない建築物が散見されております。この美しい里山里海の景観の保全を図るため、沿岸部を周遊する幹線道路沿線を石川県景観計画の特別地域に追加指定し、届出要件と色彩規制を強化するものです。なお、景観行政団体である七尾市と輪島市は、連続的な景観形成の観点から、県と連携し、それぞれの景観計画について、今回の変更内容と整合する形で、変更することとなっております。本審議会において意見を聴取します石川県景観計画の変更としましては、2つの変更があります。一つ目として、現在指定済ののと里山海道沿線・千里浜海岸線地域の特別地域の区域に、のと里山海道の直線化区間として整備された内灘町千鳥台4丁目から大根布地内の道路の両側200mを追加します。二つ目として、国道249号など能登の海岸沿線の道路両側100mをのと里山里海風景軸地域として新たに特別地域に追加指定します。特別地域の行為の制限に関する事項ですが、一定規模を超える建築物等を届出対象としており、それぞれの区域に応じた基準により規制誘導を行うものです。まず、特別地域に追加指定し、届出要件を強化します。特別地域に追

加指定することにより建築面積が200㎡、又は高さが10mを超える建築物などが届出の対象となります。色彩規制の強化として、里山里海景観に即したきめ細やかな色彩基準とするため、郊外部と市街地部にわけて基準を設定しております。具体的には、郊外部の色彩基準は、沿線の特徴である下見板張りや黒瓦の家並みが調和するよう、屋根及び外壁に分けて基準を設定しております。色彩の数値基準については、客観的に判断できるよう、色相、明度、彩度で規定する、いわゆるマンセル値で定めます。青線の範囲が屋根の基準で、黒瓦と調和するよう全ての色相で明度が5以下、彩度が1以下と、明るすぎない、鮮やかでない範囲となっております。赤線が外壁の基準で、下見板張りの色彩と調和するよう明度は3から7の範囲と、明るすぎず、暗すぎない範囲です。彩度は色相ごとにそれぞれ2から6以下としております。また、のと里山里海風景軸地域の市街地部や、のと里山海道の直線化区間については、明度は3から8.5の範囲と、明るすぎず、暗すぎない範囲です。彩度は色相ごとにそれぞれ2から6以下としております。今回の変更は、能登の里山里海景観を保全するために、届出要件と色彩規制を強化するものでありますが、色彩基準を市街地と郊外部の2つにすることにより、都市計画区域における土地利用や市街地のにぎわいに影響を及ぼすような制限ではございません。以上のことから、本案件については、都市計画上支障はないと判断しております。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

○委員： 異議無し。

◆川上会長： 特にご意見・ご質問ございませんようですので、当審議会に諮ったということ踏まえ、今後、石川県景観委員会で審議いただく事と致します。

◆川上会長： 最後に、事務局の方から、「都市計画決定案件(市町決定)について」報告をお願いします。

◎事務局： お配りしてありますA4折り込み資料「都市計画決定案件(市町決定)について」をご覧ください。こちらは、前回第159回審議会の3月24日以降に、県内市町において決定告示された案件の一覧表でございます。金沢都市計画景観地区 長町景観地区の決定を始めとして、全部で20件ございます。下段の表に内訳がございしますが、土地利用に関する決定・変更の案件が13件、都市施設の変更が6件、土地区画整理事業の決定が1件となっております。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

○委員： 異議無し。



◆川上会長：他に意見もないようですので、以上で、本日諮問のありました案件、報告等につきましては審議が終了いたしました。それでは事務局にお返しします。

◎事務局：厳正なるご審議、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第160回石川県都市計画審議会を閉会といたします。皆様どうもありがとうございました。